

医療共済,給与保障共済,傷害・賠償共済

重要事項説明書(制度(契約)概要・注意喚起情報のご説明)

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

- ご家族等の方が被保険者(保障の対象となる方または保障を受けることができる方をいいます。以下同様とします。)となる場合には、本説明書の内容をご説明いただきますようお願い申し上げます。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

- ◆マークのご説明

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項
- 注意喚起情報

ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

ご加入前におけるご確認事項

1. 制度の仕組みおよび引受条件等

(1) 制度の仕組み

医療共済は、UAゼンセン福祉共済互助会が行う自家共済と損害保険会社の団体総合生活保険(医療補償基本特約・がん補償基本特約)をセットにした制度です。医療共済のうち損害保険会社で引き受けている部分は、入院給付金(1入院360日まで)と手術給付金、放射線治療給付金、ガン診断給付金、ガン患者申出療養保障給付金、先進医療給付金(400万円まで)、ガン診断給付金(上乗せ)特約、女性医療特約となります。

給与保障共済は、UAゼンセン福祉共済互助会が行う自家共済と損害保険会社の団体総合生活保険(団体長期障害所得補償基本特約)をセットにした制度です。

傷害・賠償共済は、UAゼンセン福祉共済互助会が行う自家共済と損害保険会社の総合生活保険(傷害補償基本特約、個人賠償責任補償特約)と動産総合保険をセットにした制度です。傷害・賠償共済のうち、損害保険会社で引き受けている部分は、傷害給付金、賠償責任給付金、携行品損害給付金、家財盗難給付金となります。損害保険会社の保険契約については、UAゼンセンを契約者とし、UAゼンセンの組合員等を被保険者(保障の対象者または保障を受けることができる方をいいます。以下同様とします。)とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として契約者が有します。ご加入者の対象範囲等につきましては、本パンフレットをご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただきますことがあります。

(2) 保障の内容・保障期間(共済のご加入期間)

①給付金をお支払いする主な場合と給付内容、②給付金をお支払いしない主な場合、③保障(保険)期間等につきましては、本パンフレットをご確認ください。また、保障(保険)期間は2027年3月1日午前0時から2028年3月1日午後4時までの1年間となります。

(3) 保障の重複に関するご注意

保障の対象となる方またはそのご家族が、保障内容が同様の保険契約等を他にご契約されているときには、保障が重複することがあります。保障が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも保障されますが、いずれか一方のご契約からは給付金等が支払われない場合があります。特に傷害・賠償共済(個人賠償責任補償)にご加入の際は、保障内容の差異や給付金額をご確認のうえで、特約等の要否をご確認ください*1。
*1 1契約のみにセットされる場合、将来、ご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保障の対象となる方が保障の対象外になったとき等は、保障がなくなることがありますので、ご注意ください。

(4) 給付金額等の設定

この共済での給付金額はあらかじめ定められたタイプの中から選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。

[給与保障共済の加入タイプ]

給付金額は、平均月間所得額*2以下(平均月間所得額*2の85%以下を目安)で設定してください(給付金額または支払基礎所得額*3×約定給付率が保障の対象となる方の平均月間所得額*2を上回っている場合には、その上回る部分については給付金をお支払いできませんので、ご注意ください。)
*2 直前12か月における保障の対象となる方の所得の平均月額をいいます。
*3 給付金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。定率型の場合は、原則として健康保険法上の標準報酬月額で設定します。

(5) 保障の対象となる方(被保険者)について

保障の対象となる方(被保険者)における定義(用語の解説)は以下の通りです。
(ア)本人:UAゼンセン組合員で各共済にご加入の方
(イ)配偶者:法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(婚約とは異なります。)にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。

- a.婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)
b.同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
(ウ)家族:<医療共済>組合員の配偶者・子供、組合員本人と同居または生計を同一にする両親・兄弟姉妹、ならびに組合員本人と同居しているその他の2親等以内の親族(祖父母・孫等)。
<傷害・賠償共済>組合員の配偶者、組合員本人またはその配偶者の同居の親族、組合員本人またはその配偶者の別居の未婚の子。
※親族とは6親等以内の血族または3親等以内の姻族(配偶者を含みません)をいい、未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。

2. 掛金・払込方法

掛金はご加入いただくご加入タイプ等によって決定されます。掛金・払込方法については、本パンフレットをご参照ください。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この共済には満期返れい金・契約者配当金はありません。

ご加入時におけるご注意事項

1. 告知義務

(1) ご加入時における注意事項(加入申込書等に関する注意事項等)

加入申込書等に★のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(代理店には、告知受領権があります。)。お客さんいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、給付金をお支払いできないことがあります。※告知事項は、お引受けする保障ごとに異なり、お引受けする保障によっては、★のマークが付された事項が告知事項にあたりない場合もあります。お引受けする保障ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は保障によって異なることがあります。)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の保障を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

告知事項一覧		★:告知事項		
		団体総合生活保険		総合生活保険
項目名	基本補償・特約	医療共済	給与保障共済	傷害・賠償共済
生年月日	★	★	★	—
性別	★	★	★	—
健康状態告知*4	★	★	★	—
他の保険契約等*5	★	★	★	★

*4 新たにご加入される場合、または更新にあたり保障内容をアップされる場合のみとなります。

*5 この共済以外にご契約されている、この共済と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、保険会社にて保険のお引受けができないときがあります。

[告知について]

①告知義務について

共済制度は多数の人々が掛金を出しあって相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、掛金負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保障の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で保険会社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。告知書は原則保険の対象となる方(被保険者)ご自身がご記入ください。(注)告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受けとれないことがあります。(注)別居の配偶者・子供について、組合員本人が代理で告知される場合には、保険の対象となる方の体況をご確認の上、ご記入ください。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について
保険会社では、ご加入者間の公平性を保つため、ご加入者のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等でも、その内容によってはお引受けすることがあります(お引受けできないことや、ガン保障のみを不担保としてご加入内容を制限してお引受けすることもあります。)。

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、

責任開始日*6から1年以内であれば、保険会社は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります*7。

●責任開始日*6から1年を経過していても、給付金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

●ご加入を解除した場合には、たとえ給付金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*8(ただし、「給付金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金をお支払いすることがあります。)。

*6 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご加入の支払責任の開始日をいいます。

*7 更新時に保障内容をアップされた場合は、保障内容をアップされた部分を解除することがあります。

*8 更新時に保障内容をアップされた部分を解除した場合は、保障内容をアップされた部分については給付金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、給付金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、給付金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

(例)「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について
給付金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2. クーリングオフ

ご加入される共済は、クーリングオフの対象外です。

3. 給付金受取人

医療共済の給付金は、加入者(死亡給付金については労働基準法施行規則第四十二条、第四十三条に準じた順位)にお支払いします。傷害・賠償共済の給付金は、加入者(死亡給付金については法定相続人)にお支払いします。

4. 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約、減額等をすることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。
・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合や補償対象外となる給付金の種類を設定のうえでお引受けをさせていただく場合があります。
・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

ご加入後におけるご注意事項

1. ご連絡いただきたい事項

- すべての保障共通
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 給与保障共済
保障期間の途中において保障の対象となる方の平均月間所得額*9がご加入時の額より減少した場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡のうえ、支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。
*9 直前12か月における保険の対象となる方の所得*10の平均月額をいいます。
*10「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
[ご加入後の変更]
ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保障期間中に、本共済契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保障期間の終了時までは保障を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。
ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に給付金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。
- 傷害・賠償共済(総合コース)
住宅の所在地(常時使用している住居以外の「配偶者の住居」「別荘等」の建物を含む)を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

2. 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご

連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、所定の計算方法で掛金を返還、または未払保険料を請求*11することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*12に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、保障内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*11 解約日以降に請求することがあります。

*12 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3. 加入者からのお申し出による解約

加入者からのお申し出により保障の対象となる方に係るご加入を解約できます。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、保障の対象となるご家族等の皆様にご説明いただきますようお願いいたします。

4. 次回更新契約のお引受け(満期を迎えるとき)

(1) 保障期間終了後、更新を制限させていただく場合

●給付金請求状況や年齢等によっては、次回以降の更新をお断りさせていただきますことや、引受条件を制限させていただくことがあります。

●引受保険会社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の保障については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の保障内容等が変更されることが更新できないことがあります。

(2) 更新後契約の掛金

掛金は、商品ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の掛金は、更新前の掛金と異なることがあります。

[更新後加入の保障内容を拡充する場合]

医療共済・給与保障共済において、更新時に保障の対象となる方の追加や給付金額の高いタイプへの変更、口数の増加等、保障内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、保障内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保障内容をアップされた部分については給付金をお支払いできないことがあります。

(3) 給付金請求忘れのご確認

ご加入を更新いただく場合は、更新前の共済契約について給付金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の保障内容です。更新前の保障内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

その他ご留意いただきたいこと

1. 保険会社破綻時の取扱い

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険会社引受部分については給付金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の保障対象となり、給付金、返れい金等は、保障内容ごとに下表のとおりとなります。

<医療共済と給与保障共済(団体総合生活保険)>

保障内容	経営破綻した場合等のお取扱い
団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償	原則として90%まで保障されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

<傷害・賠償共済(総合生活保険)>

保障期間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内(傷害補償、個人賠償責任補償)	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る給付金については100%)まで保障されます。

<傷害・賠償共済(動産総合保険)>

保障内容	経営破綻した場合等のお取扱い
動産総合保険(携行品一式特約等セット) 動産総合保険(盗難のみ担保特約等セット)	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る給付金については100%)まで保障されます。 ※ご契約者が個人等の場合に対象となります。また、ご契約者が個人等以外の者である共済契約であっても、その被共済者である個人等がその掛金を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被共済者に係る部分については、上記保障の対象となります。

